



教育長より

平成29年度

第 33 号

二学期制 用

12月 1日



平成30年度から 可児市の全小中学校は二学期制に変更

可児市の教育長より、12月の可児市議会一般質問の中で、平成30年度から可児市の小中学校は三学期制から二学期制に変更するということをお話することになったと報告が入りました。教員の働き方改革も含めて、下記のアンケートにあるような改善を進めていくためであるといひます。御嵩町として、この流れにどう対応していくのか、話題にしていきたいと思ひます。

◆1 可児市のPTA本部役員用のアンケート用紙

平成29年10月10日

各小中学校 PTA 本部役員 様

可児市教育委員会
教育長 籠橋 義朗

学校における二学期制導入に関するアンケート（依頼）

中秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、現在の三学期制から二学期制を導入することに際して、保護者の皆様のお考えをお聞きするために、下記のアンケートを実施いたします。お手数をおかけしますが、ご回答下さいますようお願い申し上げます。

記

「子どもたちが笑顔で学校生活を送るために～3学期制から2学期制に」

とくに中学校における1学期末の学習と部活の両立、3年生3学期における入試に関わる取組みのあわただしさを解消するために、2学期制の導入を検討し始めました。

〈2学期制導入によって改善されること〉

- 授業や活動の時間数が増え、教師は子どもとじっくり向き合える。
- 時間数が増えることで、繰り返し学習をおこない、基礎学力の定着を図ることができる。
- 学期中の評価資料などが増え、子どもたちの技能や能力等を正確に評価することができる。
- 中学校では、1学期末の期末テストの取組みと中体連の大会への参加等による心身への負担が大幅に軽減される。
- 中学校の生徒会組織が前後期制をとっているため、学校生活のサイクルと同じで、なじみやすい。
- 中学3年生の3学期にある期末テストが2学期終了後のわずかな期間だけのテストではなく、後期のまとめとしてじっくり取組むことができる。

〈2学期制導入によって懸念されること〉

- 1年間で受け取る評価が3回から2回に減る。
- 前期、後期がそれぞれ学期中に長期休暇をはさむため、学校生活のメリハリに欠ける。

1 二学期制の実施について、(1)～(4)のいずれかの()に○をご記入下さい。

- (1) 実施してほしい ()
- (2) どちらかと言うと実施してほしい ()
- (3) どちらかと言うと実施してほしくない ()
- (4) 実施してほしくない ()

*前期は4月1日～10月第2月曜日、後期は10月第2月曜日の翌日～3月31日

* (1)・(2)に○をつけられた場合は、質問2を回答してください。

2 小学校、中学校の二学期制について、(1)～(4)のいずれかの()に○をご記入下さい。

- (1) 小学校、中学校とも二学期制にする ()
- (2) 小学校のみ、二学期制にする ()
- (3) 中学校のみ、二学期制にする ()
- (4) 各学校の判断に任せる ()

3 二学期制を導入することで、ご心配される点などがありましたら、自由にご記入ください。

※11月10日(金)までに各学校(教頭)を通じて、市教委へご提出ください。

アンケート結果から

◆可児市教育委員会学校教育課長が、PTA連合会の会議の中で、2学期制変更の趣旨を説明し、アンケートをとったら、16名中12名が賛成であった。

◆各小中学校のPTA会長に説明してもらい、上記のように、PTA本部役員を対象にアンケートをとったら、賛成、反対が半々であった。

◆2 全日中教育ビジョンでの二学期制のまとめでは

全日本中学校長会がまとめている「全日中教育ビジョン 学校からの教育改革」では、「4 新しい教育システムの成果と課題等」の中で、二学期制について総括している。授業時数確保のために、二学期制導入があったが、現在は三学期制に戻している学校も出てきている。

全日中教育ビジョン 学校からの教育改革

平成28年3月

4 新しい教育システムの成果と課題等

(1) 二学期制

①現状

二学期制の導入が進められた時期は、平成14年の新学習指導要領実施と学校週5日制完全実施の前後であり、授業時数の確保及び教育課程の適正実施が背景にあった。文部科学省による「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」の結果によると、平成25年度に三学期制を採用する学校の割合は、公立中学校において79.4%(77.6%)である。また、

二学期制を採用する学校の割合は、公立小学校において20.9%（21.9%）、公立中学校において20.0%（21.9%）である。前回調査時と比べて、三学期制を採用する学校の割合が微増し、二学期制を採用する学校の割合が微減している状況にあり、これまでの課題の整理が必要である。 ※（ ）内は前回（平成23年）の調査結果

②成果

- ・各自治体が公表している代表的なものは、「教育課程の改善」「授業時数の確保や行事の重点化」「指導と評価の充実」「学期の長期化を活用した指導計画や単元指導の改善」「学習の連続性の確保や学習教室の実施」「長期休業前後における進路教育相談の実施の充実」「教育指導事務の分散化」などが挙げられる。
- ・各自治体の検証委員会等の報告によると、「教育課程の改善」「授業時数の確保」「行事の重点化」「指導と評価の充実」「学期の長期化を活用した指導計画や単元指導及び評価の工夫」などが公表されている。

③課題

- ・評価・評定回数や定期テストの減少に伴い、学習意欲の持続と学習内容の定着が難しい。
- ・学校の評価・評定の時期と高等学校等入学者選抜制度の評価提出との調整が難しい。
- ・地域行事や部活動大会との日程調整が難しい。
- ・評価情報の提供回数の減少に伴い、保護者の中に学習内容の定着状況や入学者選抜への影響などについて不安な気持ちがある。
- ・教育課程の編成や学力向上等、教員の資質能力の向上に向けての学校や教育委員会のマネジメントが問われている。

◆3 Wikipediaでの「2学期制」の記述より

1、概要

（前略） 初等中等教育に関しては、2001年度に滋賀県栗東市の小学校で2学期制を初導入し、翌2002年度からは宮城県仙台市の全市立小中学校で導入した。両校は先駆的な取り組みとして有名になり、これ以降2学期制を取り入れる学校が増えた。ただ日本における特に小学校、中学校、高等学校の2学期制は、かつての3学期制に影響を受けていることが多く、欧米のセメスター制とは根本的に考えが違（特にカリキュラム面など）学校が多い。日本には未だ3学期制の観念が根強く、そのような観念を払拭するまでは本格的なセメスター制を行うことは難しい。一方、日本は独特の文化風習があり年度の観念もあるため、欧米と同じセメスター制を行うことに疑問があり、日本独自の「2学期制」を行うことが理想とする考えもある。なお2学期制は、2009年には公立の小学校で4668校（21.8%）、中学校で2284校（23%）と公立小中学校の5校に1校は2学期制を導入しており、2004年と比べると2倍以上の公立小中学校が導入しているが[1]、文部科学省の全国調査では、2009年度が2学期制を導入している公立小中学校のピークであり、減少傾向である[2]。

岐阜県の多くの公立高等学校では、1965年（9月19日開会～10月29日閉会）に岐阜国体が開催された際に、2期制ならば、その期間は、ちょうど前期と後期の間の期間となり、国体に注力できるという理由によって2期制（前期・後期制）となった。この結果、岐阜県の高校ではかなり早期に2学期制がスタートすることとなった。当時、国体は高度経済成長の地域開発政策に編入され盛大になり、開催県は「勝つための国体選手強化策」を強力に展開し、開催県が天皇杯を獲得するパターンが出来上がった。また、県民総動員体制、生徒・学生・教員の大量動員による教育破壊など、ごく一部のスポーツ万能の選手には有益でも、勉強に集中したい多くの一般生徒には多大な弊害があったが、国体の翌年からは、そのような弊害もなくなり、多くの学校で現在も続いている。

2、実施の意図

- ・初等教育や中等教育における2学期制の実施には、次のような意図があるといわれる。
- ・2002年度から段階的に実施された学習指導要領では、5、6時間授業が増えて、児童会・生徒会活動や放課後活動にゆとりがなくなったが、各学期が100日程の長い授業日数となる2学期制によって、年間を通したゆとりを生み出すことができる。
- ・以前の学習指導要領及び学校6日制時代に実施していた学校行事が、ほぼ同様に計画・実施されていて窮屈なことから、その見直しや検討を図る。
- ・通知表の発行を2回にする事により、学習（評価）期間が100日程になって絶対評価の意義が活かされる。
- ・40日程に減った3学期では絶対評価の意義が薄い。教科によっては少ない授業時数であるにも拘らず無理に評価しなければならない弊害が生じている。
- ・1つの学期がなくなることで、始業式と終業式が減ったり、当日の時数カットがなくなることや、評価週間が1回減ることで、年間の授業時数を増やすことができる。
- ・評価業務のなくなった7月と12月がこれまで以上にゆったりでき、行事の時期や持ち方および内容を見直せる。また、夏季休業および冬季休業前に児童・生徒への個別指導週間を設定して、学習や生活の在り方を振り返り、有意義な休みの過ごし方に向けた指導・支援ができる。
- ・夏季・冬季休業期間中に、4月～7月と10月～12月の間に於ける学習結果について評価業務ができ、1学期末（9月）および2学期末（3月）の評価業務にゆとりをもたらすことができる。
- ・新しい総合的な学力（学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力、知識・技能）の育成には、学習期間の長い2学期制が相応しい。

3、メリットとデメリット

学習者（児童・生徒）側と教員側にそれぞれ次の様な利点と欠点がある。

【学習者側】

◆メリット

- ・長期休業（夏休み・冬休み）前に通知表をもらわないので、保護者から「成績が悪い」などと小言を言われないで休みに入ることができる。
- ・定期考査の回数が減る。
 - ・3学期制の場合、1・2学期中間・期末、3学期末（学年末）と5回あるが、2学期制の場合は前期中間・期末、後期中間・期末（学年末）と4回になる（ただし、あまりに1回あたりの考査範囲が広がるのを防ぐために一部学校では考査回数を増やすこともある。）。
 - ・ただし、3学期制において中間考査が無い学校の場合、逆にテストの回数が極端に減るのを防ぐために中間テストを設けるため、結果としてテスト回数が増えることになってしまう。
 - ・学校によっては、秋休みがあるが共働きだと留守番。シルバーウィークが制定されれば、メリットが大きくなる。

◆デメリット

- ・1回の定期考査での試験範囲が広がる。
- ・部活動の公式戦が試験前と重なって、生徒に不要な負担を与えることになる場合もある。
- ・夏休み明けからエンジンがかかって勉強が軌道にのってきた時期に休暇（秋休み）が入るため中だるみが生じて、勉強に集中しがたい。
- ・受験学年において、3学期制と比べ、受験に直接影響を及ぼす試験の回数が1回少なく、3学期制を敷く学校に通う生徒に比べ不利になる。
- ・自分の学校だけが2学期制だと、部活動・子供会などとスケジュールが合わない。

【教員側】

◆メリット

- ・各学期がそれぞれ100日程の長い授業日になることで、年間を見通した学校行事や児童・生徒会活動を計画することが可能になる。
- ・長期休業前の時期も落ち着いた学習活動に取り組ませることができる。
- ・長期休業に向けた児童・生徒への指導を通して、それまでの学習や生活のあり方を振り返らせ有意義な休みの過ごし方に向けた指導・支援体制をとることができる。
- ・学期の学習期間が100日程になり、絶対評価の意義が活かされる。
- ・始業式・終業式・評価業務が各1回ずつ減り、年間授業総時数が増え、従来より時数に余裕を生ませることができる。
- ・学校教育全体を見直すきっかけとなる。

◆デメリット

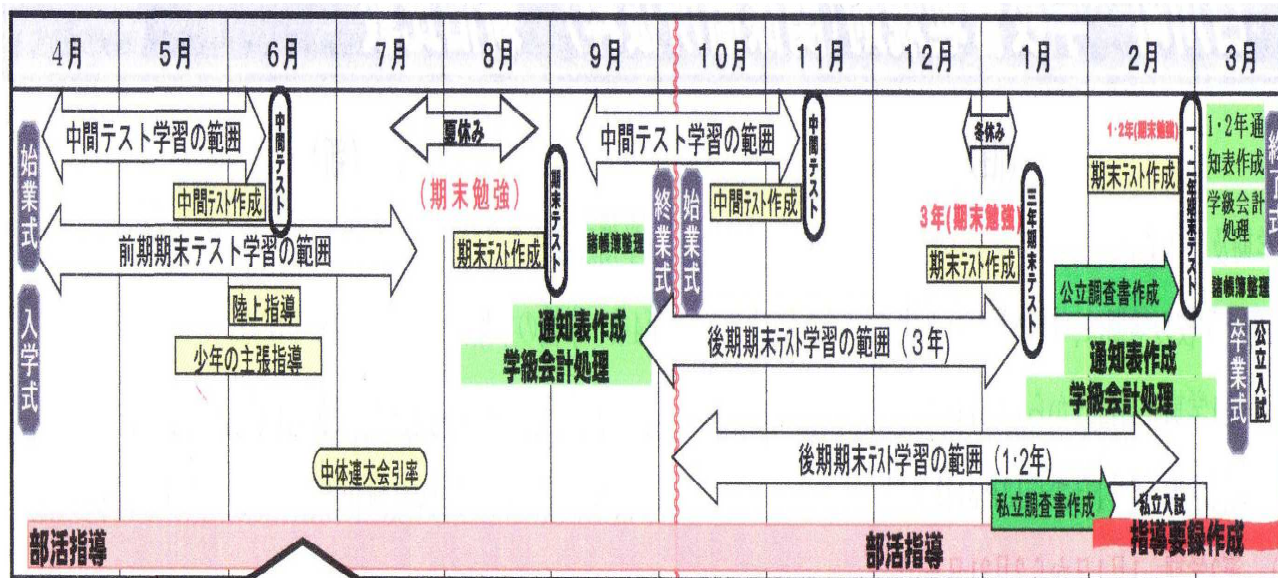
- ・2学期制を活かした新教育課程の趣旨を実現することに時間が掛かる。
- ・以前の学習指導要領および学校6日制時代から引き続き実施されている学校行事の見直しや検討をしなければならない。そこには発想の転換が必要であり、児童・生徒、保護者、地域、職員等からの理解を得るのが難しい。
- ・夏・冬休み前に学期の区切りを付けて通知表を発行するという従来からのリズムが変化することに対する保護者の不安が大きく、その解消を図るための方策に 時間と手間が掛かる。
- ・評価の機会が2回に減ってしまう。

4、課題

- ・2学期制を活かした新教育課程の趣旨を実現する教育活動を創造すること。
 - ・以前の学習指導要領および学校6日制時代から続いて実施されている学校行事の見直しや検討をすること（発想の転換）。
 - ・児童・生徒会活動の見直しや検討をすること。
- 地域や保護者の2学期制に対する理解を深めること。
- ・夏・冬休み前に学期の区切りを付けて通知表を発行するという、従来のリズムが変化することに対する保護者の不安を解消すること。

◆4 白川町教育委員会の考え

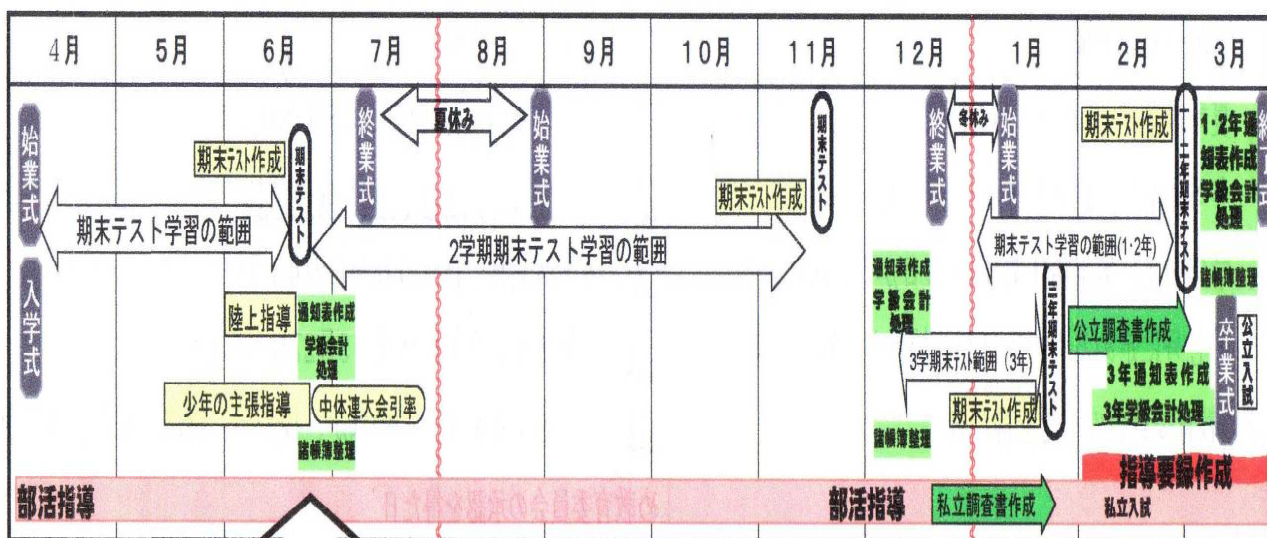
「二学期制」の意義



◎ 成績処理・通知表作成の事務処理が中体連大会に向けた重点練習と重ならないので専念できる。

- ◎ 中間テスト（5教科）、期末テスト（9教科）の学習範囲が適切になる。また、評価の精度が向上する。
特に、3年生の評価の精度が向上する。（三学期制の場合の三学期評価には無理があった。）
- ◎ 長期休業日に、休業日明けの期末テストに向けた自主学習が期待できる。
- ◎ 通知表は前後期の2回の作成となるため、生徒会活動や係活動は通知表に明確に記載できる。また、部活動の記録が前期通知表に書き込める
- ◎ 前期の成績を整理し、通知表を作成するに当たっては、多くの部分を夏休み中に処理することができる。

「三学期制」の課題



▼ 期末テスト作成及び成績処理・通知表作成、学期末会計事務処理と中体連大会に向けた重点練習と重なる。

- ▼ 中間テスト（5教科）、期末テスト（9教科）の学習範囲の差が大きい。
特に、3年生の三学期期末テストの学習範囲は正味二ヶ月もない。特に実技教科は数時間もない。したがって、評価の精度は低い。
- ▼ 通知表は毎学期末の3回の作成となる。（多忙化の要因の一つ）
- ▼ 生徒会活動や係活動は前後期制であるので、二学期通知表記載には、前後期の両方の係を記載することになる。また、両方の所見を書くことは書面の範囲上、不可能である。

◆5 御嵩町教育委員会として

① 御嵩町立小・中学校の学期及び休業日は、学校教育法施行令第29条、学校教育法施行規則第61条に基づいて、御嵩町教育委員会が「御嵩町立小・中学校管理規則」の中で定める。

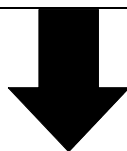
◆学校教育法施行令 (学期及び休業日)

第29条 公立の学校(大学を除く)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県を設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

◆学校教育法施行規則 (※中学校・高等学校も同様)

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日



◆御嵩町立小・中学校管理規則

第2章 学期及び休業日

(学期及び休業日)

第4条 学校の学期は次のとおりとする。

- | | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から7月31日まで |
| 第2学期 | 8月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで |

2 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで
- (4) 冬季休業日 12月27日から翌年1月6日まで
- (5) 学年末及び学年始休業日 3月27日から4月6日まで
- (6) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、休業日承認申請書(別記様式第1号)により教育委員会の承認を得た日

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の規定により臨時に授業を行わない場合には、校長は、休業日報告書(別記様式第2号)により、次の事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない日及び期間
- (2) 非常変災その他急迫した事情の概要
- (3) 前2号に定めるもののほか、校長が必要と認める事項
(平14教委規則1・平20教委規則10・平21教委規則4・平22教委規則3・一部改正)

(休業日の変更)

第5条 校長は、学校の教育課程として、各教科、道徳、特別活動等を実施するため特に必要があると教育委員会が認めるものについては、あらかじめ教育委員会に休業日変更届出書(別記様式第3号)を提出して休業日に授業を行い、又は授業を行う日に授業を行わないことができる。

(平20教委規則10・平27教委規則2・一部改正)

- ② 御嵩町教育委員会は、小中学校の教職員の意見・要望や保護者の意見・要望等を踏まえて、協議する。意見・要望がない場合は、現状を大切にする。
- ③ 出来れば、小中学校の児童生徒の意見も聞きたい。
- ④ 「3学期制」から「2学期制」にしたいという意見・要望が過半数以上で、定例教育委員会で賛成多数の場合、「御嵩町立小・中学校管理規則」を教育委員会で定める。
- ⑤ 児童生徒の学校生活の課題解決につながるものであることを、協議の第1とする。
- ⑥ その他
- ・小学校と中学校が別々でも（共和中学校と兼山小学校では）
 - ・教員の働き方改革として
 - ・御嵩町立小・中学校管理規則は

◆御嵩町立小・中学校管理規則（改正案）

第2章 学期及び休業日

（学期及び休業日）

第4条 学校の学期は次のとおりとする。

- | | |
|----|-----------------------|
| 前期 | 4月1日から10月の第2月曜日まで |
| 後期 | 10月の第2月曜日の翌日から3月31日まで |

2 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで

-
- (4) 冬季休業日 12月27日から翌年1月6日まで
 - (5) 学年末及び学年始休業日 3月27日から4月6日まで
 - (6) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、休業日承認申請書（別記様式第1号）により教育委員会の承認を得た日

※ 岐南町は、秋季休業日として、「10月第2月曜日の2日前の日から第2月曜日の2日後の日まで」としている。

※ 白川町の案としては、秋季休業日として、「10月の第2月曜日翌日」としている。